

# 子ども法

大村敦志 = 横田光平 = 久保野恵美子

2015年9月発売 / 284頁 / 本体2500円+税  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 「子ども」と聞いて、どのような人をイメージしますか？ 憲法、民法、少年法、児童福祉法などなど、様々な法律に「子ども」のことが書かれています。そして「子ども」には、子・未成年・少年・児童と様々な呼び方があります。法律や呼び方によって何か違うのでしょうか。あるいは何か共通した考え方がいるのでしょうか。

本書では具体的な事例（「ストーリー」）から、「子ども」をめぐる法の問題を考えていきます。そこには小学生、中学生、高校生、大学生など様々な「子ども」たちが登場します。「こんなことあるある」といった場面も出てきます。あるいは、当人にとっては、「つらい」こともあるかもしれません。そこから、具体的な条文に触れながら、「子ども」とは、どのような存在なのか、法は「子ども」の育ちや学びにどうかかわっているのか考えます。「法」が応援し、支え、守ってくれていることに気がついていただけることと思います。（YF）


## Point!

**P** 12のストーリーから「法」と「子ども」を考える。

**第5章 子どもと責任**

◆ストーリー

K（高校2年生、17歳）はH高校の生徒である。H高校は、自転車通学する生徒が多いこと、かつ通学中の交通事故が問題となったことがあったことから、高校独自の自転車免許制度を採用している。H高校の自転車免許制度では、信号無視などの違反はマイナス3点、道端の違法駐車などはマイナス2点など、違反の程度に応じて定められている。減点が10点になると**停学処分**になると定められている。



Kも入学後、高校のグラウンドで行われた実技試験と交通法規などについての筆記試験を受けて合格し、「H高校自転車免許証」を取得して、自転車で通学していた。Kは、かねて兄（次男3年生、21歳）が持っている競技用自転車に興味を持っていたが、ある日、その自転車にたまたま兄が鍵を付与された車庫に置いてあるのに気づき、無断で盗み出した。兄の自転車はKが盗み出している自転車とハンドルが異なる形などがあったものの、Kは特に意識なく盗み出された。兄の自転車は競技用であるため片方の車輪にしかブレーキがついていないことに気づいていなかった。

Kは、下り坂を走っていた際、前方の交差点の信号が青から黄色に変わったのに気づき、ブレーキをかけて止まろうとしたが、思うように止まらず、バランスを崩して倒れながら交差点に突っ込んでいったところ、前方の横断歩道を手押し車を押して歩いていた高齢のN女に衝突した。Nは転倒して頭を打ち、病院に入院して手術を受けたが、1ヵ月後、治療の甲斐なく、死亡した。

Kはどのような責任を負うだろうか。また、Kの親等が責任を問われることはあるだろうか。

104

## 〔目次〕

- プロローグ 子ども法の出現（大村）
- 序章 「人」としての子ども  
——子どもの人格（大村）
- 第1章 家族の形成（久保野）
- 第2章 家族の動揺（久保野）
- 第3章 児童虐待  
——虐待の発見・保護まで（横田）
- 第4章 児童虐待、その後  
——家族の再構築、自立へ（横田）
- 第5章 子どもと責任（久保野）
- 第6章 学校で何が？  
——いじめ（横田）
- 第7章 少年非行  
——児童福祉と刑事裁判の間（横田）
- 第8章 子どもと財産（久保野）
- 第9章 子どもと社会との交わり（久保野）
- 第10章 障害児の現在と将来（横田）
- 第11章 学校から社会へ（横田）